



# SuMi TRUST年金ニュース



(2020年8月27日)

三井住友信託銀行 年金企画部

令和2年7月豪雨による被災者の皆様および関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

## 第14回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

2020年（令和2年）8月26日（水）、第14回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されましたのでご案内申し上げます。前回と同様、第12回で示された厚生労働省案における各論点に関して、関係団体からの説明と、各委員による質疑応答が行われております。

（第12回・第13回については、[2020年7月9日付SuMi TRUST年金ニュース](#)と[2020年8月20日付SuMi TRUST年金ニュース](#)をご参照ください）

### I. 議題

当面の対応のために議論を要する事項として「より公平なDC拠出限度額の設定の検討」等、中期的に議論を重ねていくべき事項として「拠出時・給付時の仕組みの在り方」等に関して、部会委員・オブザーバーとなっていない関係団体からのヒアリングを実施。

### II. 関係団体からのヒアリング等について

#### (1) 各関係団体からの意見発表

今回ヒアリングが行われた関係団体の主な意見・要望については以下のとおりです。

（詳細は各団体の提出資料をご参照ください。）

団体名	厚労省案における各論点についての主な意見・要望
信託協会	<p>&lt;DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業毎のDB給付水準を元に、DC拠出限度額を算出する見直しは、拠出限度額の有効活用に繋がる可能性がある</li> <li>✓ 一方、DBと企業型DCを併用する企業で、DC拠出限度額が縮小・消滅する企業や、DBの給付減額を選択する企業が想定されるため、慎重な議論が必要</li> <li>✓ よって、悪影響を受ける事業主・加入者に配慮した経過措置を検討すべき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行日前設立の制度は、従前の掛金適用を可に</li> <li>・ DC拠出可能枠が縮小等する場合、一定期間は従前DC掛金の拠出を可に</li> </ul> </li> <li>✓ その他、以下の懸念点が想定されることも踏まえ、検討すべき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DB仮想掛金の評価により、企業年金の給付水準を調整するために退職一時金へ振替えられ、従前よりも受給権保護の措置が取られない可能性</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携の実施により、システム開発や業務体制の整備も必要に (複雑な計算方法にならないように)</li> <li>・DB仮想掛金額の算出にあたり、年金数理人の責任範囲や計算妥当性の検証基準を明確にする必要も</li> <li>・労使合意が得られる前に、政令改正された場合、労使合意がないままDC 拠出可能枠が縮小・消滅する可能性</li> <li>・DC資産をDB制度に移換した場合、企業会計上の債務認識が必要</li> </ul> <p>✓ なお、信託協会加盟各社が総幹事業務を実施している企業のうち、企業型DC が縮小、消滅する可能性のある加入者数は約60万人 (企業型DCを併用しているDB加入者の約15%)</p> <p><b>&lt;DBの掛金設定の弾力化について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 複数の事業主等から財政上の措置を求める声あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政検証や財政再計算の結果、掛金引上げが必要となった場合の猶予</li> <li>・非継続基準抵触時の、翌事業年度の掛金引上げ時期延長・幅の抑制 等</li> </ul> </li> </ul> <p><b>&lt;中長期的に議論を重ねていくべき事項(拠出時・給付時の仕組み)&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 拠出段階では、老後に向けた資産形成の機会が不十分であるため、従業員 拠出の拡充(事業主拠出と合わせて拠出限度額内の制限、事業主掛金を超え ない範囲内での拠出しか認められない制限の撤廃)、年を跨いだ非課税枠の 繰越、DC拠出限度額の引上げを要望</li> <li>✓ 運用段階では、企業年金の普及を阻害する可能性があるため、特別法人税の 撤廃および課税停止措置の延長を要望</li> <li>✓ 給付段階では、老後の生活設計の選択肢が広がることを期待し、公的年金等 に係る雑所得の控除額の拡充等を要望</li> </ul>
生命保険協会	<p><b>&lt;DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 多様な課題が存在するため、丁寧に対応した検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業年金を積極的に活用していた企業は、労使合意のうえ定めた退職金 制度の強制的な見直しが必要</li> <li>・DB仮想掛金額の変更の都度、退職金制度の再見直し有無の検討が生じる</li> <li>・企業年金・個人年金の普及促進の流れに逆行する可能性</li> </ul> </li> <li>✓ よって、例えば、既設制度には適用しないなどの配慮が必要</li> <li>✓ 個人型DCの掛金についても、掛金減額・停止をせざるを得ない加入者への 対応も検討課題の1つ</li> <li>✓ コスト・事務負担抑制の配慮とともに、予め規模・負担者等の検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮想掛金額の算出、データ管理や連携に伴うシステムに関するコスト</li> <li>・仮想掛金額の算出方法は、簡易かつ過大な金額とならない手法に</li> <li>・データ連携は、個人情報保護の観点もクリアした、簡素な仕組みに</li> </ul> </li> <li>✓ 制度の見直しを実施する場合も、改正時期は適切なタイミングにすべき <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型DC・個人型DCの通算(2022年10月)の施行には間に合わない懸念</li> </ul> </li> </ul> <p><b>&lt;第2号被保険者のiDeCo加入時の事業主証明等について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事務負担軽減、手続き簡素化になるため賛成だが、加入者に対する個人型DC 拠出枠の通知等の追加負担が事業主に発生する可能性には留意</li> <li>✓ DB仮想掛金額のデータ連携等のコスト等が過大にならないよう配慮を要望</li> </ul> <p><b>&lt;DBの掛金設定の弾力化について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ DB掛金の引上げ猶予について、一部の事業主・基金から既に要望の声が</li> </ul>

	<p>上がっており、コロナ禍で企業年金の持続性を高める取り組みとして賛同</p> <p><b>＜中長期的に議論を重ねていくべき事項（拠出時・給付時の仕組み）＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 将来的な「穴埋め型」については、税制（特別法人税）、拠出限度額、中途引出し等の課題を踏まえた慎重な検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特にDBは、労使合意を前提とした退職給付制度として広く利用されているため、現行制度のまま自由な設計を可能とすることが望ましい</li> </ul> </li> </ul>
<p>企業年金 連絡協議会</p>	<p><b>＜DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ DC拠出限度額月5.5万円の水準は再検討の必要があるが、現行枠組みの範囲内で非課税枠を有効に、より公平な利用を可能とする考え方に賛同 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行DC拠出限度額の計算基礎数値（標準給与、免除保険料率の中央値、望ましい給付水準）の見直し等、十分な議論が必要</li> </ul> </li> <li>✓ ただし、以下のような、懸念事項を想定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の長期化も予想される中、労使合意されている枠組みに変更を求められる可能性</li> <li>・DB仮想掛金額次第で、現行のDC拠出額が削減される可能性</li> <li>・DC拠出額を維持するためDB拠出額削減（給付減額）が行われる可能性</li> </ul> </li> <li>✓ 拠出・運用・給付の各段階での仕組み及び課税の在り方を見直し実施されるまで、現行制度体系が維持できるよう経過措置を要望</li> <li>✓ これまで労使合意し、法令に基づき認可・運営されている既存のDB・DCは、現行制度を継続できる経過措置を要望</li> <li>✓ 仮想掛金算定は、加入者にとって公平な仕組みとなるよう慎重な議論を要望</li> </ul> <p><b>＜第2号被保険者のiDeCo加入時の事業主証明等について＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人型DC加入者の企業型DC加入状況が確認でき、事業主証明・現況確認が不要となることに賛同</li> </ul> <p><b>＜DBの掛金設定の弾力化について＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業年金が廃止に陥ることを回避するため、掛金引上げが必要となった場合に一定期間引上げを猶予する措置が必要</li> </ul> <p><b>＜中長期的に議論を重ねていくべき事項（拠出時・給付時の仕組み）＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 退職金は労働条件の1つで、企業が任意で設定し得るため、その水準を制限するような拠出額管理を設けるべきではない</li> <li>✓ 制度変更の労使合意のため、相当期間の猶予・経過措置が必要</li> <li>✓ 事業主・DC加入者のマイナスインセンティブとなる特別法人税の撤廃を要望</li> <li>✓ 諸外国と同様、拠出運用時は非課税、給付時に課税のEET型に準拠すべき</li> <li>✓ 給付時（年金、一時金）の課税は、互いに中立的でバランスの取れた税制に</li> </ul>

**(2) 各団体からの意見発表を踏まえた各委員からの主な意見・質疑応答等**

**【変更案における公平性等に関する意見・質疑応答】**

- (委員) DBの仮想掛金額が2.75万円を超え、DCの拠出限度額が減少する場合には、既存の制度では従前の掛金適用を可とすべきとの恒久的な措置を求める意見があったが、税の公平性の観点で難しいのではないかと。(前回法改正で運用商品本数制限がかかった際には、5年の経過措置が設定されたが、今回もそのような経過措置でよいのではないかと。)

⇒ (関係団体) 税の公平性の観点だけで考えれば恒久的な措置は難しいと考えるが、今回の変更案は一部の企業は不利益しか発生しないことにもなる。そのような企業をどのように取扱うのかといった、より広い公平性の観点で提案している。

また、今回の変更案が実現すれば、数十社単位の規模で、DB の給付減額が発生する虞があると考えており、既存の財産権を侵害しかねない事態と考える。仮に1社でも、このような事態が発生することが問題。これまでの企業年金制度に則って積み上げてきた努力を無駄にしないためにも、恒久的な措置等をお願いしたい。

- (委員) 企業年金においては税の公平性の観点も重要であるが、今回の提案ではDB の拠出限度額設定は行われていないため、税の公平性を訴求しすぎるのではなく、企業年金の普及の観点での議論も重要。その意味で、日本数理人会で検討しているDB 仮想掛金額の算出方法もあまり複雑にしすぎないようにすることが重要と考えている。

#### 【退職給付制度の見直し・経過措置に関する意見・質疑応答】

- (委員) 既存の企業年金実施企業の既得権益をどう尊重していくのか、その場合に経過措置を設けるのか、恒久的な措置を講じるのか等が今後の論点になると理解した。
- (委員) DB 仮想掛金額が2.75万円を超える場合、DB 若しくはDC どちらかの減額が必要となるが、どちらが減額されるケースが多いと思うか？  
⇒ (関係団体) 上記のケースの場合、DC は強制的に減額されるが、DB を減額するとなると給付減額に該当するため労使合意が必要でありハードルが高い。他方、DB は会計上の債務認識が必要なため、DB を減額するインセンティブを持つ企業も発生すると思料され、一概には言えない。  
企業は長期的な視点に立ち、制度設計を行っている。企業年金制度は、法令に基づき設計されており、それが事後的に認められなくなると法的安定性に傷をつける虞もある。
- (委員) 今回の変更案が実現すれば、労使合意に基づく退職給付への影響が発生する。場合によってはDC の掛金額が強制的に減額されるケースも発生するが、その際の労使合意が形骸化しかねないことを危惧している。
- (委員) 拠出限度額を超えたため企業年金制度の見直しが行われる場合は、労使で協議をし、総額が減らないように一部を前払い退職金にする等の対応を行えばよいと考える。その際に企業内でNISA や財形貯蓄等を励行する雰囲気醸成することも重要。

#### 【その他】

- (委員) 今回の変更案が実現した場合、DC の限度額が増加するケースも多い。各団体においては限度額が広がる企業に対して、限度額を十分に活用できるようなサポートをお願いしたい。

### Ⅲ. 今後の予定について

次回の企業年金・個人年金部会の開催日程については、各委員のスケジュールを調整のうえ事務局より連絡する旨説明がありました。

### Ⅳ. 資料等

- 配布資料等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13182.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13182.html)

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-5404-3081